

30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実にに関する意見書

教育界は昨今の痛ましい事件を含め、いじめ、不登校・登校拒否、小学校低学年からの学級崩壊など、深刻な問題が山積しており、極めて憂慮すべき状況にあります。これらの問題を解決するためにも、今、一人一人の子どもへのきめ細やかな教育が求められており、これまでの教え込む教育から、ともに学び合う教育への転換を図るべきであります。そのためにも、30人以下学級の実現をはじめ、多様な学習が可能となる教職員配置が不可欠であります。

現在、新潟県内では、小学校1・2年生の30人程度学級が実施されていますが、子どもたちだけでなく、保護者、地域の方からも歓迎の声があがっているところであり、小・中学校全学年での実施が望まれております。

しかし、その実施のためには、県予算の大幅な増額を行わなければならない、厳しい新潟県の財政状況を考えれば、県独自に小・中全学年での少人数学級実現は難しいと思われまます。

また、12学級以上の学校に図書館司書教諭の発令が義務づけられましたが、学校図書館に専任で置かれるものではないため、その状況は十分に改善されておられません。学校栄養職員についても、国の配置基準により複数の兼務校を抱えており、十分な指導を行うことができおられません。さらに、健康教育充実のための養護教諭の複数配置、学校事務職員の全校配置なども大きな課題となっております。これらの課題を解決するためには、本来国が義務標準法を改正し、適正に教職員を配置すべきものであります。

よって、政府におかれては、すべての子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望します。

- 1 30人以下学級の実施を柱とする新たな標準法を策定すること。
- 2 いじめ・不登校、食に関する指導の充実、健康教育の充実、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応する教職員加配や子どもの発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月28日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣